

# 空き家の適正管理をしっかりと



適正に管理されていない空き家は、老朽化による屋根や外壁などの建築材が落下・倒壊・飛散といった事故を招きます。また、施錠が不完全な場合には、不法侵入・不法投棄・放火のおそれがあるなど、近隣に迷惑をかける場合があります。もしも、所有する空き家が原因で近隣住民や通行人がけがをした場合には、所有者等の管理責任を問われ、損害賠償を求められる可能性もありますので、適正な管理が必要です。

## ○定期的に雑草の除草や竹木の枝下ろしを行ってください

- 夏は雑草や枝が急激に繁茂し、害虫の発生につながります。
- 秋には枯れた雑草や枝が火災の原因となります。



## ○建築物の破損箇所を修理してください

- 屋根や軒裏、外壁などの破損箇所は強風で飛散することがあります。
- 窓ガラスやドアの破損・未施錠は不審者が侵入する原因となります。



## 住宅を解体される方へ

# 住まいの補助金を利用しよう！

最大

60万円

要事前申請

## 老朽住宅除却費補助金【ハートフル住まいる補助金】

- 対象者 自ら居住していた住宅の所有者(相続人を含む)
- ※ 賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象外
- 補助対象 50万円以上の解体工事（車庫や物置、塀などの付属物の解体および家財の処分費含む）
- 補助額（1,000円未満の端数は切り捨て） 下記表のとおり
- ※ 自ら居住していた住宅を賃貸（貸家）していた場合の補助率および上限額は1/2

建築年	構造	地元企業を利用		市外企業を利用	
		補助率	上限額	補助率	上限額
昭和 39 年以前に完成したもの	木造	50%	40 万円	25%	20 万円
	非木造		50 万円		25 万円
昭和 49 年以前に完成したもの	木造	40%	40 万円	20%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認	木造	30%	40 万円	15%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認	木造	20%	30 万円	10%	15 万円
	非木造		40 万円		20 万円

【お問い合わせ】 建築指導係④ 2 1 2 1